

K-Report

2012年 4月 1日発行
第2巻 第4号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. WLB
労働時間に関する取組事例
3. 所長コラム

- 労災保険料率は、過去3年間の災害率等を基礎とし、原則3年ごとに見直しが行われています。
- 建設業で用いる「労務比率表」、一人親方の「第2種特別加入保険料率」も改定されます。なお、海外派遣労働者を対象とする「第3種特別加入保険料率」は据置きです。

《メリット制とは?》

事業主の保険料負担の公平性の確保と労働災害防止努力の促進を目的として、一定の要件を満たす事業場の労災保険料を、その事業場の災害多寡に応じて増減させる制度

1. 改正情報

■ 平成24年4月から労災保険料率が改定 ～有期メリット制も改定へ～

『労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第14号）』が公布され、平成24年4月1日から労災保険料率が改定されることとなりました。

改定される主な業種の料率は、以下のとおりです。

分類	事業の種類	改定前	改定後
建設事業	水力発電施設・ずい道等新設事業	103	89
	既設建築物設備工事業	14	15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	9	7.5
製造業	食料品製造業	6.5	6
	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4
	その他の製造業	7.5	7
運輸業	貨物取扱事業	11	9
	港湾貨物取扱事業	12	11
	港湾荷役業	17	16
その他事業	ビルメンテナンス事業	6	5.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	4	3.5
	金融業、保険業又は不動産業	3	2.5

また、有期事業（一括有期事業を含む）に関わるメリット制の改定も行われることとなりました。

これまで、このメリット制が適用されるには『確定保険料が100万円以上』という要件がありました。今回の改定により『40万円以上』に緩和されました。これにより、事業主の災害防止努力により労災保険料が割引となる事業場が増える見込みです。

一方、新たに適用対象となることでメリット収支率が高くなり、保険料負担が増大することが懸念されるため、一定の要件に該当する一括有期事業については、メリット制の増減率の幅を±30%とする措置が取られます。

2. WLB 労働時間に関する取組事例

■ お悩み別対策

～ 時期や部門・人による繁閑の差が激しい ～

● ここがPoint

各人ごとに業務見直しを行う際は、本来の担当業務と付随業務とを分けて洗い出しを行うと問題点が見つけ易くなります。

『先週までは手が空いてたのに、今週は忙しくて残業してばかり・・・』こんなことよくありませんか？そんな時は、業務と組織全体の見直をしてみましょう。仕事の棚卸しを行って優先度の低い業務を切ったり、業務プロセスの簡素化などを図ることで、全体の労働時間を削減することができます。実際に取り入れられた事例をご紹介します。

■ マニュアル化による業務の互換性向上

仕事のマニュアル化によって、担当者が不在でも、代わりの人が作業をすることができる。また、作業工程が明らかになるので、社員は、自分の担当以外の作業も確認することができた。（染色整理業／50人以下）

■ 新サービス開発で閑な時期を解消

クリーニング業であり、季節により業務の繁閑差が大きいため、仕事の少ない時期に、工場をうまく稼動できるよう「保管サービス」など新しい商品を開発している。（洗濯業／50人以下）

3. 所長コラム

■ 226万人の意見



名古屋市議会の決議は名古屋市民226万人の意見です。

歳入庁構想に不安を持つ社会保険労務士として、また、意見書に少し拘わった私としては、意見を踏まえ十分に審議していただきたいものです。

《お知らせ》

先月号でお伝えした有期雇用に関する法案は、現時点での法案成立が確定しておりません。決まり次第、以降の号でお伝え致します。

「歳入庁の検討に関する意見書」が3月19日22時20分過ぎに、議長問題でゆれる名古屋市議会で全会一致により可決された。

2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、「歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する」としています。歳入庁とは、保険料及び税の徴収体制強化を目的としたお役所のことです。すなわち、労働保険料や社会保険料を税方式又は税として徴収する『恐いお役所』ということ？

名古屋市議会の「歳入庁の検討に関する意見書」では、税制度と労働社会保険制度は税率及び保険料率の基礎となる賃金の算定ベースが異なるほか、それぞれの法人税と保険料の納付時期が異なり、それぞれの原則のもとに構築され、歳入庁創設により徴収に関する制度変更のため手続きが煩雑になることや、かえって未納を増加させる危険性に言及し、労働社会保険については社会保険労務士、税については税理士が徴収に大きな役割を果たしていることから、両者の役割を生かし、また検討に当たっては社会保険労務士及び税理士などからの意見を十分に踏まえることとしている。

この決議は地方自治法第99条の規定により、衆・参両議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に送付されました。

追伸 この意見書決議に大変ご尽力いただいた、中川区選出の市会議員「ばば のりこ」先生に深く感謝申し上げます。